

第3章 計画の推進

1 推進体制

本市は、関係部局や関係市民団体の代表者等から成る「海津市人権・同和行政問題協議会」を設置しており、人権・同和行政の総合的かつ効果的な推進を図っています。

また、「海津市人権教育・啓発推進計画推進本部」を設置しており、関係部局の役割分担の明確化と緊密な連携を進めることにより、人権教育・啓発活動の総合的かつ効果的な推進を図ります。

2 関係機関との連携

本市は、西濃地域内の人権擁護に関する啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的とした「大垣人権啓発活動地域ネットワーク協議会」（平成12年設置）の構成員として、岐阜地方法務局大垣支局及び大垣人権擁護委員協議会や他の市町村と連携をとり合い、地域に密着した人権啓発活動を展開しています。このネットワークを中心に関係機関などとの連携も強化し、情報の共有化、事業の共同実施などにより、一層の効率的な人権啓発活動の推進に努めます。

3 人権に関する職業従事者に対する研修等の推進

人権教育・啓発の推進にあたっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する人が高い人権意識を持ち、それぞれの職務において人権尊重の視点に立った行動ができるよう研修を行うなど、資質向上のための取り組みが必要です。医療関係者、学校教職員、社会教育関係職員、福祉関係職員、行政関係職員などに対する研修の充実を図ります。

4 計画の見直し

調査により把握される市民意識の変化、国内の社会経済情勢の変化、国際的潮流等に適切に対応するため、必要に応じて本計画の見直しを行います。